

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置に伴う本人外収集等について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：子ども家庭部保育課）

事業の概要

事業名	新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用
担当課	保育課
目的	主に0歳～2歳児クラスを対象にビデオカメラを設置することにより、新宿区立保育所及び新宿区立子ども園（以下「保育所等」という。）における事故防止、事故後の検証及び保育内容の振返りによる保育の質の向上を目的とする。
対象者	保育所等に在籍する乳児（主として0～2歳児クラス）、保護者、職員その他ビデオカメラが撮影する範囲に映る者
事業内容	<p>内閣府が作成した地方自治体向けの「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドライン」（平成28年3月）においては、事故の発生防止（予防）のための取組みの一つとして、睡眠中、水遊び、食事中におけるビデオ等の記録機器の活用について検討するよう、施設・事業者あてに周知することとされた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、保育所等における事故の発生防止の取組みとして、保育所等においてビデオカメラを一部の園に導入し、その効果を検証する。</p> <p>【設置場所、台数について】</p> <p>保育所等のうち、5園にビデオカメラを導入し、効果を検証する。 当初の設置園は、長延保育園、百人町保育園、西新宿子ども園、おちごなかい子ども園及び大木戸子ども園の5園を予定する。 0歳～2歳児クラスを対象に設置し、1園につき最大4台までとする。</p> <p>【設置場所選定手順について】</p> <p>① 保育所等における事故防止及び事故後の検証を効果的に行うことができる設置場所について設置園と協議の上、保育課が決定する。 ② 各設置園においては、それぞれ保護者への説明を行う。 ③ 東京都へ補助金交付申請を行い、交付決定後、設置工事。</p> <p>【プライバシーへの配慮について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像の保存期間は原則として14日間とし、順次、自動的に上書き消去する。 ・ ビデオカメラにより撮影した画像を常時表示する装置（モニター）は設置しない。 ・ 画像の外部提供については、事件捜査のため警察から公文書による請求があった場合などに限定する。 ・ ビデオカメラ設置場所に、ビデオカメラを設置している旨を掲示する。 <p>【適切な管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用に関する要綱（資料35-1）及び新宿区事故防止等のためのビデオカメラ設置等基準（資料35-2）を定め、適切な管理を行う。

件名 新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置に伴う本人外収集について

保有課(担当課)	保育課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 収集の対象者の範囲</p> <p>保育所等の乳幼児クラス(主として0～2歳児)の園児、保護者、職員その他本件ビデオカメラが撮影する範囲に映る者</p> <p>2 収集する項目</p> <p>上記対象者を映す防犯カメラの画像</p>
収集した個人情報項目の記録媒体	電磁的媒体
収集の相手方(どこから収集するのか)	保育所等の乳幼児クラス(主として0～2歳児)の園児、保護者、職員等その他ビデオカメラが撮影する範囲に映る者
収集の目的	<p>1 保育中の事故防止</p> <p>2 事故が発生した際の検証</p> <p>3 保育内容を振り返ることによる保育の質の向上</p>
本人からの直接収集しない理由等	<p>1 収集の相手方全員から本人同意を収集することとした場合、本人同意を得られない保護者(園児)のみを避けて撮影することは、技術的に困難である。</p> <p>2 保護者、職員に対しては、ビデオカメラ設置及び運用の目的を丁寧に説明し、上記収集の目的を達成することで、園児の安全確保及び園児の健全な育成に資することについて理解を得ながら事業を進める。</p>
収集開始時期及び期間	平成29年2月1日から(以降継続)
備考	*****

件名 新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置に伴う画像情報の外部提供について

保有課 (担当課)	保育課
登録業務の名称	新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用
登録業務の目的	1 保育中の事故防止 2 事故が発生した際の検証
外部提供の相手方	新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用に関する要綱 (以下「要綱」という。) 第 7 条第 1 項各号に規定する「管理者が画像情報の提供を行う相手方」
外部提供を行う理由	要綱第 7 条第 1 項各号に掲げる場合に該当する場合、外部提供する必要があるため
外部提供を行う情報項目	【保育所等の乳幼児クラス(主として 0～2 歳児)の園児、保護者、職員その他本件ビデオカメラが撮影する範囲に映る者に係る情報項目】 上記対象者に係る本件ビデオカメラの画像及び撮影日時
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙及び電磁的媒体
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第 7 条第 1 項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の相手方としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第 7 条第 2 項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の時期	平成 29 年 2 月 1 日から (以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	事例に応じ、適宜、本人又は保護者への通知を行う。